

ダラス領事出張サービスの御案内

当館は、皆様の在外選挙人登録申請及び、各種証明書の受付、旅券（パスポート）の交付等を実施する為、下記にて「領事出張サービス」を実施します。

1. 日時 : 2月28日（火）午後14:30～17:30
 3月 1日（水）午前9:30～11:00
2. 会場 : ダラス日本人会（4101, McEwen Suite 245 Dallas, TX 75244）
 ※会場が昨年と変更になっております。
3. 電話番号 : 972-458-0478（ダラス日本人会）

（留意事項）

- 完全予約制ですので、ダラス日本人会に1月25日（水）までに予約を取得してください。
併せて必要書類をヒューストン総領事館宛に1月25日（水）（当館必着）までに送付願います。
※ダラス日本人会、ヒューストン総領事館に別々に対応が必要になりますのでご注意ください。
- 旅券申請の方は、ダラス出張サービス用の同意書にダラス日本人会にて取得した予約時間をご記入下さい。
- 証明申請の方は、ダラス日本人会にて予約取得後、1月25日（水）までにヒューストン総領事館へ、Eメールにて予約完了のご連絡を下さい（shomei@ho.mofa.go.jp）
Eメールには、住所、氏名、電話番号、予約日時、必要証明書の種類をご記入下さい。

当館電話番号：713-652-2977 領事班

在外選挙人登録申請受付

1. 投票のための手続き

- 海外で日本の国政選挙に投票するためには、まず在外選挙人名簿への登録申請を行い、あらかじめ「在外選挙人証」を取得していただく必要があります。申請から「在外選挙人証」の発行までには時間がかかる場合があります。お早めに申請をお願いします。

2. 登録資格

- 年齢満18歳以上で日本国籍を持ち、在ヒューストン日本国総領事館の管轄区域内（テキサス州及びオクラホマ州）にお住まいの方。日本の最終住所地で転出届を提出している方。
※公職選挙法等の一部を改正する法律が成立したことに伴い、平成28年6月19日（改正法施行日）より、衆議院議員及び参議院議員の選挙権年齢が、これまでの「満20歳以上」から「満18歳以上」に引き下げられました。

3. 登録方法

- 本来、在外選挙人登録は、在外公館にて申請を行っていただくこととなっていますが、「登録受付出張サービス」の際には、各出張先で申請を行うことができます。
- 申請者本人による申請のほか、同居家族を通じても申請ができます。その場合は、下記4. の書類に加え「申出書」、ならびに申請に来られる同居家族の方の旅券をお持ち下さい。「登録申請書」と「申出書」のフォームは総領事館にございますが、下記の総務省ホームページでも入手可能です。いずれも、あらかじめ本人が署名済みのものをお持ちいただく必要があります。

4. 登録申請に必要な書類

(1) 登録申請書（申請書は総領事館にございます。）

なお、総務省ホームページ <http://www.soumu.go.jp/senkyo/index.html> でも入手可能です。

(2) 有効な日本国旅券

(3) 米国滞在許可証（永住の方はグリーンカード）

(4) 在ヒューストン日本国総領事館の管轄区域内に居住していることを証明する書類（住居賃貸借契約書、居住証明書、住民登録証、住所が記載されている電気・ガスの領収書など（3ヶ月以上滞在していることがわかるもの。3ヶ月未満の場合においても提出・受理可能ですが、3ヶ月を経過した段階で書類を日本へ送付致します。）但し、「在留届」を総領事館に3ヶ月以上前に提出している場合は不要です。

日本国旅券（パスポート）関係

旅券は残存有効期間が1年未満となった場合に新規発給の申請ができます。

旅券の受け取りが出来るのは、**本人**だけです。必ず旅券申請者本人が現在お持ちの旅券（**Permanent Resident Card（グリーンカード）**をお持ちの方は、**Permanent Resident Card**もお持ち下さい）、**旅券発行手数料**をご持参のうえ、登録受付出張サービスの会場にお越しください。お子様の旅券の場合はお子様と共にお願いいたします。

登録受付出張サービス会場に当日持参していただく旅券手数料は下記のとおりです。

旅券手数料：※現金のみ。おつりが無いようにお願いします。

10年間有効旅券（20歳以上）\$133 ※20歳以上の方は、5年間有効旅券も選択できます。

5年間有効旅券（12歳以上）\$92

5年間有効旅券（12歳未満）\$50 旅券記載事項変更 \$50

※パーソナルチェックやクレジットカードは受領できませんのでご注意ください。

- 出張サービス時にご本人を確認した時点が旅券申請の本受理となりますので、出張サービス予約日当日に旅券受領に出来ない場合は、申請取り下げ（辞退）として処理されます。次回申請時には、原則必要書類等を再提出していただきますので、ご注意ください。
- 現在お持ちの旅券が有効な場合、申請者本人が出張サービス会場に会場し、正式に旅券の申請受理がされた時点で現在お持ちの旅券は失効します。
- 未成年者の旅券の申請にあたっては、両親が親権を有する場合は、両親とも旅券発給に同意していることを確認させていただきますので、ご了承下さい。
- また、新たなIC旅券には、顔画像等が記録されたICチップが内蔵されており、通常は交付時に当館備え付けの機材でその記録された内容をご本人に確認していただいておりますが、出張サービスの際には、その確認をしていただくことはできませんので、確認を希望される方は、後日当館にお越しいただく必要があります。

* 送付する必要書類 ※郵送中の書類の紛失等に関して、当館は一切責任を負いかねますのでご了承下さい。
下記の書類を1月25日（水）までに当館に必着するように送付して下さい。紛失等を防ぐために、トラックが可能な郵送方法をおすすめします。

① 一般旅券発給申請書1通

入手方法 1：当館宛に\$1.70相当の切手を貼ったレターサイズ（9X12インチ）の返信用封筒および当館ホームページよりダウンロードできる一般旅券発給申請書請求シート（ダラス出張サービス用）を送付いただければ、当館より送付いただいた返信用封筒にて申請書を返送させていただきます。

入手方法 2：

平成28年1月4日から、海外の大使館や総領事館（以下、「在外公館」）において、以下の5種類の「ダウンロード申請書」の先行運用を開始しました。国外で旅券の発給申請等を行う方は、ご自宅などでこれらの申請書をダウンロードし、必要事項を入力・印刷することで、旅券申請書の作成ができます。

（※留意事項）旅券申請をインターネットから可能になるものではありません。

旅券申請書は従来紙媒体のみでありましたが、今般インターネットからもダウンロード可能になったもの
のございます。必要事項入力後、印刷の上、当館にご送付頂く必要がございますので留意下さい。

サイトはこちら→ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/download/top.html>

なお、当面の間は、在外公館に限っての先行運用となり、日本国内につきましては、今後の運用状況を確認しながら準備を進めていくこととなります。そのため、日本国内で旅券申請を行う場合には、ダウンロード申請書はご利用頂けませんので、引き続き従来の申請書様式に記入の上、申請いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

- 一般旅券発給申請書（5年、10年）
- 一般旅券発給申請書（記載事項変更用）
- 一般旅券増補申請書
- 紛失一般旅券等届出書

申請書を作成した後は、所定の箇所に直筆による署名の上、写真、戸籍謄本など必要な書類とともに、最寄りの大使館や総領事館の領事窓口までお持ち頂くことで、パスポートの申請を行うことができます。

② 旅券受領の日前六ヶ月以内に作成された戸籍謄（抄）本、原本1通（コピー不可）

※切り替え発給申請（現在お持ちの旅券が正式受理の日（旅券の受領に出張サービス会場に来る日）にまだ有効な場合）の際は氏名および本籍地等の内容に変更がない場合は戸籍謄（抄）本の提出は省略できます。また場合によっては、戸籍謄（抄）本を提出して頂くこともございますのであらかじめご了承下さい。

③ 申請者の写真1葉（注）※アメリカのパスポート用写真を使用できますが、顔が大きくなりすぎないようにお願いいたします。（影がなく、ブレていない明るい写真）貼らないで、写真の裏面に名前を記入し、同封して下さい。クリップで留めないでください。郵送中、クリップにて写真に傷が入る場合があります。

④ 現在お持ちの旅券のコピー

現在お持ちの有効なパスポート（有効期限が過ぎている場合は、一番最近取得したパスポート）のコピー（見開きページ（顔写真、書面欄のページ）から追記欄6ページまで。但し、追記がない場合、見開きページのみ）を送付してください。パスポート原本は郵送しないで下さい。

⑤ 本人確認のための写真付きの身分証明書（有効な運転免許証等）のコピー

現在お持ちのパスポートの有効期限が過ぎている場合又は、初めて旅券を申請される場合は、現在お持ちの旅券のコピーに加えて本人確認のための写真付きの身分証明書（有効な運転免許証等）のコピー、新生児の方等で写真付きの身分証明書が無い場合は、法定代理人の方の写真付き身分証明書（有効な日本国パスポート等）のコピーを添付して下さい。

⑥ 米国滞在許可に関する書類のコピー

- 有効な米国査証のページのコピー、永住の方は有効な Permanent Resident Card のコピー
- 二重国籍の方は、米国出生証明書や米国旅券で出生地（Birth Place）が米国のもの、戸籍謄（抄）本で出生地が米国であること又は、父または母が米国籍であることが記載されているもののいずれかのコピー

⑦ 外国式氏名の綴りが確認できる外国政府発行の書類

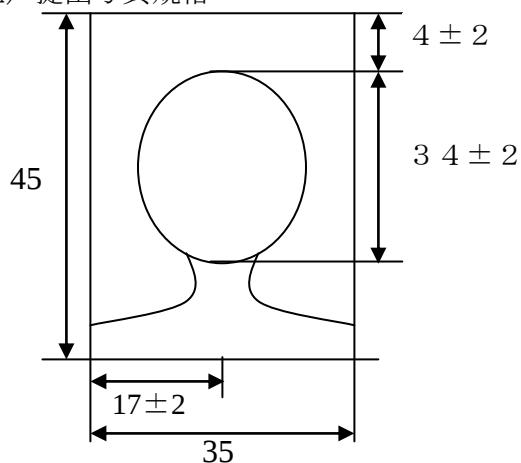
旅券面の氏名表記が非ヘボン式の表記（外国式氏名が戸籍に記載されている場合）又は、別名併記（外国式の氏名が戸籍に記載されていないが、戸籍上の氏名の後に括弧書きを希望する）の場合は、婚姻証明書・米国旅券・米国出生証明書等の書類のコピーを添付してください。

※婚姻による別名併記を今回初めて希望される場合は、婚姻の事実が確認できる6ヶ月以内に発行された戸籍謄本または抄本原本1通が必要です。

⑧ 未成年の申請における確認書

⑨ 同意書：ダラス出張サービス用の同意書を御使用下さい。

(注) 提出写真規格



1. 申請者（請求者）本人のみが正面を向いて撮影されたもの。
2. 提出の日6ヶ月以内に撮影されたもの。
3. 縁なしで左記図画面の各寸法を満たしたもの（顔の寸法は頭頂から顎まで）
4. 無帽であるもの（申請者（請求者）の申出により、外務大臣、各都道府県知事又は領事館が、宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭がわかる範囲で頭部を布などで覆うことを認める場合を除く）
5. 背景（影を含む）が無いもの。

*** ご注意 ***

書類送付後、当館に書類が到着したかの確認のため旅券担当までご連絡して頂きますようお願いいたします。

旅券担当

TEL : 713-652-2977 内線 : 2111

各種証明の受付

以下の証明を希望される方は、1月25日（水）までに当館証明係にご連絡下さい。

（メールアドレス：shomei@ho.mofa.go.jp）

※出張サービス当日に以下の書類をご持参下さい。

署名証明

- ② 有効な日本旅券（原本及び写し）※旅券の記載内容に変更がある場合は、6ヶ月以内に発行された戸籍謄本の原本
- ③ 米国運転免許証（原本及び写し）
- ④ 米国滞在許可証（永住の方は、グリーンカード）（原本及び写し）
- ⑤ 手数料として1通につき14ドルをご持参下さい。

（パーソナルチェックやクレジットカードは受け付けていませんのでご注意ください。）

*署名すべき書類がある方は署名せずにその書類をご持参ください。

在留証明

- (1) 有効な日本旅券（原本および写し）※旅券の記載内容に変更がある場合は、6ヶ月以内に発行された戸籍謄本の原本
 - (2) 米国運転免許証（原本及び写し）
 - (3) 米国滞在許可証（永住の方は、グリーンカード）（原本及び写し）
 - (4) 手数料として1通につき10ドルをご持参ください
- （パーソナルチェックやクレジットカードは受け付けていませんのでご注意ください。）

旅券所持証明

- (1) 有効な日本国旅券の原本 ※コピーは必要ありません。
 - (2) 有効な米国滞在許可証 ※コピーは必要ありません。
 - (3) 手数料として1通につき18ドルをご持参下さい。
- （パーソナルチェックやクレジットカードは受け付けていませんのでご注意ください。）
- ※申請者がお子様の場合は、法定代理人の方の日本国旅券および米国滞在許可証のコピー

婚姻証明

- (1) 双方の有効な日本国旅券（原本および写し）
 - (2) 発行日より3ヶ月以内の戸籍謄本（抄本不可）原本1通（婚姻の事実が記載されているもの）
 - (3) 有効な米国滞在許可証（永住の方はグリーンカード）（原本および写し）
 - (4) 手数料として1通につき10ドルをご持参下さい。
- （パーソナルチェックやクレジットカードは受け付けていませんのでご注意ください。）

出生証明

- (1) 有効な日本国旅券（原本および写し）
 - (2) 戸籍謄本または抄本原本1通
 - (3) 米国滞在許可証（永住の方はグリーンカード）（原本及び写し）
 - (4) 手数料として1通につき10ドルをご持参下さい。
- （パーソナルチェックやクレジットカードは受け付けていませんのでご注意ください。）
- ※申請者がお子様の場合は、法定代理人の方の日本国旅券および米国滞在許可証のコピー

- * 在留証明発行において、証明の提出先を記入していただく必要がございますので、あらかじめご確認の上、申請願います。（法務省、さいたま銀行〇〇支店など）
- * 在留証明において、お持ちのパスポートに記載されている本籍と現在の本籍地が違う場合は、戸籍謄本又は抄本の提示が必要となりますのご持参ください。
- * 在留証明、署名証明において、米国運転免許証に記載されている住所に省略があったり、現住所と異なる場合は、水道、電気、ガス等の公共料金の請求書（又は領収書）の一番新しいものをご持参下さい。

- * 在留証明において、過去の滞在期間の証明を希望される方は、滞在期間を確認できる文書（公共料金の請求書（又は領収書））等をご持参下さい。

上記証明書手数料の支払いは、パーソナルチェックやクレジットカードは受領できませんのでご注意ください。

証明について、当日は申請受付のみです。

※交付については、後日、当館より郵送いたしますので、返信用封筒（**Post Office Priority Mail Flat Rate Envelope \$6.45** 切手貼付、**USPS Tracking #**が貼付されているもののみ、）をご用意下さい。（返信の住所等、必要な箇所は全部事前にご記入下さい。）

※返送までの所要期間は、1週間から10日間ほどかかりますので、ご了承ください。

証明担当連絡先電話番号：7 1 3－6 5 2－2 9 7 7 内線2 1 0 9番

＊一般旅券発給申請書には署名をする箇所が2箇所ございます。

1. 表面 (ダウンロードされた方は1ページ目) の顔写真の下にある所持人自署

こちらの署名は新規発行旅券に表記される署名になりますので、申請者ご本人の署名であれば日本語でも英語でも問題ありません。ただし修正液等での訂正は不可です。

(6歳未満のお子様の申請の場合、法定代理人による代理署名が可能です)

2. 裏面 (ダウンロードされた方は2ページ目) の申請者署名、及び法定代理人の署名

こちらの署名は申請者ご本人、及び法定代理人（もし申請者が20歳未満の場合）が必ず日本語かい書で戸籍謄本に記載されている名前の通り署名をして頂きますようお願いいたします。

(6歳未満のお子様の申請の場合、法定代理人による代理署名が可能です。その際、お子様のお名前の後ろに“父代筆” “母代筆” と加えてください)